

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務常任委員会委員長報告)
- 6 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 請願第3号 次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 意見書案第4号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件を求める意見書の提出について
- 10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務常任委員会委員長報告)
- 6 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 請願第3号 次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 意見書案第4号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件を求める意見書の提出について
- 10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	上山 隆 弘

5番 服部 千秋
7番 井村 淳子
9番 嶋澤 達也
11番 熊谷 直行
13番 村田 興亞
15番 橋本 恭子

6番 長谷川 原司
8番 中井 政喜
10番 花畑 奈知子
12番 上田 富夫
14番 桜井 公晴
16番 北川 嘉明

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 山本 修三
書記 肥塚 馨

書記 木村 和義

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤 正弘
教育長 圓尾 哲一
生活福祉部長 丸尾 満
教育次長 塚原 二良

副町長 八幡 儀則
総務部長 佐々木 正人
経済建設部長 富岡 慎一
財政課長 香田 大然

(開議 午前10時00分)

議長(北川嘉明) 平成20年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

議長(北川嘉明) 日程第1、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第32号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第33号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第34号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第35号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第2、議案第32号太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第35号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件について委員会審査報告書を読み上げ、ご報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第32号。付託年月日、平成20年6月6日。件名、太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年6月9日(月)午前10時から午後5時20分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第33号。付託年月日、平成20年6月6日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、否決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年6月9日(月)午前10時から午後5時20分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員反対により否決すべきものと決した。

審査意見を読み上げます。

この処分は甘過ぎる。それぞれの責任(町長を含む)がもっと厳しく問われるものになければならない。教育長給与の1カ月1割カットについては、これまで議会がこの事件の発覚以来、この事件のみならずこの事件にかかわるさまざまな事柄について、その体質を改善するよう述べてきたところであるが、いまだ十分改善されているとは言いがたい。教育長がみずから辞職されるのも一つであると判断する。本案について当委員会は妥当なものとは言えず、否決する。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第34号。付託年月日、平成20年6月6日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、否決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年6月9日(月)午前10時から午後5時20分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成少数により否決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第35号。付託年月日、平成20年6月6日。件名、太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年6月9日(月)午前10時から午後5時20分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長(北川嘉明) 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第32号太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(北川嘉明) 挙手全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第33号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

この件は、学校給食洗剤混入事件のみの扱いとなっており、事件発生までの事実には全く触れておらない結果となっております。

事実関係を確認していく中でいろいろ分かってきたこと、そしてこの事件に至ったことを考えれば、この処分というのは余りにも甘過ぎる結果になっていると言わざるを得ません。よって、私はこれに対し反対をいたします。

議長(北川嘉明) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は本案に反対であります。

安全・安心の給食の供給に万全の態勢で臨むことが求められておりますことは、これまでもこれからも同様であります。

そして、これまで本議会並びに委員会等と言ってきた内容にも触れておきますが、パートの職員が相次いで退職したことに對して、その原因が仕事がきついからか、あるいは賃金が安いからか、また職場の労働環境条件が悪いからか、あるいはいじめ等人間関係が悪いからかというようなことを含めて、風通しが悪い環境をつくり、それを放置してきた責任は重大であります。同時に、人事に関連することでもありますので、総務委員会でもこの人事配置についてただしてまいりましたが、行政委員会の責任だということで内容の検証と指導を怠ったことが経過にあります。また同時に、要因の一つになるであろう大きな問題としては雇用不安があります。これは、正規職員の退職不補充とパート化あるいは給食センターの建てかえ、さらに業務委託、こういうことが要因と重なり、そしてこれまでも異物混入等、またこの種のことが数多く発生をしております。同時に、物資等のなくなるというような事件も発生をしております。

こういうことは、委員会等でもそれぞれ指摘をしておりますが、いまだ説明をされておられません。特に、職員の人事異動、配置につきましては、同じ職場であいさつはもちろんのこと、口もきかない実態があるにもかかわらず、当事者の性格的なものとして適切に対処してこなかった。また、人の配置の面では、風通しの悪い状況をつくり、さらに拡大をした要因の一つでもあると考えます。これに適切に対応してこなかったことについては、町長の責任は重大であります。

先ほども言いましたように、総務委員会、給食センター問題の特別委員会、決算委員会、本会議等で再三指摘してきました内容に適切に検証、対応しておれば、こういう事件は起こらなかったと考えるものであります。そういう上から、10分の1、1カ月でお茶を濁すわけにはまいりません。したがって、議会で指摘したことに対して適切に対処もせず、今回のような事件を惹起させた責任は重

大であります。教育長は、議会の指摘に対応しなかったことに対しては私はみずからその責めを負い辞職すべき道もある、また同時にそれでもない場合は実際の諭旨免職的なものであろうと、また人事配置に関して町長の責任も同等に私は重大であると、このように考えます。事件に対しての基本的な総括をしないまま、幕引きをすることは容認できません。したがって、本案には反対であります。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

議長（北川嘉明） 挙手少数です。したがって、議案第33号は否決されました。

続いて、議案第34号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、委員会でも本会議で反対討論をするということによっておりますように、委員会でも若干のことはありますが、さらにつけ加えて討論をいたしま

す。

今回の地方税法の改正は、主には8つのことについてでありますけれども、この件については繰り返しを避けます。その上に立って、特に今回65歳以上の公的年金の受給者から個人の住民税を天引きをすると、こういうようなことが盛り込まれているわけでありませぬ。時期的には違いがございますけれども、65歳以上の方々に対して住民税の所得割あるいは均等割を天引きすると、こういうふうな形であります。年金からは既に所得税が源泉徴収をされるわけでありませぬし、介護保険料に加えましてこの4月から国民健康保険税、また後期高齢者医療保険が特別徴収をされているわけでありませぬ。本人の意向を踏まえないうえ年金から天引きすることに対して、年金を生活の主たる収入としている受給者を中心に怒りが広がっているのは、今日の実態であります。このことは、強権で年金から天引きするということになりますので、取りやすい方法で取りやすい者から取ると、こういうことになってまいります。しかも、対象は一応年額18万円以上の年金受給者からであります。年金を主たる収入にしている者にとっては耐えがたいものであります。

一方、上場株式等の配当譲渡益は本則税率20%のところを10%とされておりませぬし、また同時に配当譲渡益は本則の20%をまた10%にと、こういうことが延長をされておりませぬ。このように、金融所得に対する分離課税の20%は所得税の累進課税に比べて税率が有利になるものでありませぬし、今回の改正でも損益通算の上限は設けられておりませぬ。金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げることになってまいります。このような不公正な税制改正に伴う地方税法の伴う町税条例の改正でありますので、特に天引きってということについては本人の同意が必要であると、このように考えます。

この意見を述べて、反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の

発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 私は、税は国民の義務やと思っておりますが、しかし年金から天引きをするというのは、ある種人間の尊厳にかかわるようなことを平気でやるというのは辛抱たまらない。一体なぜ天引きするかということを知ったら、事務の合理化やという説明です。ほな、事務の合理化なら、一体太子町で1,700名余りの天引きに対して、どれだけの経費の節減ができるんじゃということを知っても、そら分かんとな、とにかくITを使うので帳簿上非常に楽になるんやと、ただその説明だけですね。幾ら、例えばそれが10万円か100万円か分かりませんが、しかし大した金額ではないと思うわけで、私は。だから、わずかの金額のために、人間のほんまに人格を否定するような、尊厳にかかわるようなことを平気でやるという、この神経が私は分からんわけなんです。だから、天引きというようなことは、まして年金からの天引きというのは絶対に許せないと、私はそう思いますので反対いたします。

議長(北川嘉明) 原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(北川嘉明) 挙手全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第36号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第37号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第6、議案第36号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第37号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委

員会に付託されました議案第36号、議案第37号の委員会審査報告書を読み上げまして、報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第36号。付託年月日、平成20年6月6日。件名、太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年6月10日火曜日午前10時から午後0時。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第37号。付託年月日、平成20年6月6日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年6月10日火曜日午前10時から午後0時。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第36号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第37号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 請願第3号 次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願

議長（北川嘉明） 日程第8、請願第3号次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

中島貞次議員 では、請願審査報告書を読み上げまして、委員長報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第3号。付託年月日、平成20年6月4日。件名、次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成20年6月10日火曜日午前10時から午後0時。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数で採択すべきものと決した。(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したが

って、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第9 意見書案第4号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件を求める意見書の提出について

議長（北川嘉明） 日程第9、意見書案第4号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中島貞次議員。

中島貞次議員 福祉文教常任委員会に付託されました意見書案第4号につきまして、発議者6名を代表しまして意見書（案）を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。また、地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度など、教育条件の自治体間格差が広がっている。

さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の拡大、固定化が進んでおり、所得の違いが教育格差につながってきている。自治体の財政

力や保護者の所得の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。教育予算を国全体として確保、充実させる必要があることから、次の事項について政府行政庁に対して地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記。1、子供と向き合う時間の確保を図り、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

2、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について国負担率を2分の1に還元することを含め、制度を堅持すること。

3、学校施設整備費、就学援助、奨学金、学校、通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

平成20年6月16日。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長北川嘉明。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明）これから発議者に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明）討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明）挙手多数です。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思

います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明）異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長（北川嘉明）日程第10、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明）異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第3回太子町議会定例会（第413回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時36分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（北川嘉明）閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月3日の招集以来、本日までの14日間でしたが、この間議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは町政伸展のため、まことにご同慶にたえません。ここに議員各

位のご精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては今後の町政執行の上に十分反映されますよう強く望むものであります。

さて、梅雨の日々が続いておりますが、これからは日増しに暑さも厳しくなっております。議員各位には、この上ともご自愛をいただきまして、町政発展のため一層の精励を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 平成20年第3回太子町議会定例会（第413回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月3日に開会されました今期定例町議会におきまして、条例案件を初めとする重要案件について慎重なるご審議を賜り、深く感謝を申し上げます。

ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導等につきましては、今後の行財政運営に

でき得る限り反映できますよう努力してまいり所存でございます。

いよいよ暑さもひとしおの毎日を迎えますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私自身、これからの町民の皆様への厳正な審判を受けることとなりますが、引き続き皆様のお顔を拝見し、ご指導をいただけるよう心から念じているところでございます。これまでのご指導、ご厚情に対し、深く感謝を申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 村 田 興 亞

署名 議員 桜 井 公 晴